

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をいたしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：7 国名：ブータン 担当：資金協力支援部
案件名：パロ谷農業総合開発計画に係るフォローアップ協力（常駐監理）

1 今回契約予定のコンサルタント
常駐監理 4号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月上旬から2014年3月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
常駐監理 5 210 3 7.40
（現地：7.00M/M、国内：0.40M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月3日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性 | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：常駐監理 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 45 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9 |
| (ウ) 語学力 | 18 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 18 |
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ブータン/全途上国
類似業務：河川又は農業土木分野における施工監理に係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ブータンは人口68万人(2010年)、国土面の大部分が標高2000mを超える山岳地帯に位置する国である。ブータンでは、国土の大部分が険しい山岳地帯であるが、厳しい自然条件の中で、大半の国民が農業に従事しており、GDPの19%を占める、主産業の一つである。しかし、ブータンの国土の大部分がヒマラヤの山岳帯に属し、平地がほとんどないため、農業の生産性は著しく低いという問題を抱えていた。

このため、ブータン政府は、全国5地区の重点開発計画のなかで最重要地区と位置づけられたパロ谷地区の農業基盤整備を図ることを目的として、我が国政府に対し無償資金協力を要請した。これを受け「パロ谷農業総合開発計画」（以下、本計画）を実施し、灌漑水路、農道及び河川護岸の整備、橋梁の建設、建設機材の調達が行われた。本計画で実施された灌漑水路は、水稲・野菜・果樹等の耕作地に安定的に水を供給しており、河川護岸にあわせて整備された農道（現在は「地方道」として活用しているため、以下「地方道」）は、農地及び村落への往来を円滑にし、河川に架かる2つの橋梁は地域住民の主要な通行施設として有効に利用されていた。

しかし、2009年5月26日・27日に南アジアを襲ったサイクロン・アイラは、ブータンも直撃し、数十年ぶりの豪雨により、ブータン各地の道路、橋梁等が破壊され、被害額は約17億円と報告されている。同計画で整備された地方道及び護岸についても例外ではなく、同サイクロンにより、灌漑については取水堰の一部が崩壊し、護岸はえぐられ、地方道は一部陥没するという被害を受けた。被災後、インド国やデンマーク国、オーストリア国他、国連等により各分野において支援が実施されたものの、十分に復旧していない状況にあった。

この被害に対して、ブータン政府は独自予算から緊急支援として約4000万円を支出、その後も約4億円の開発予算投入を予定し、独自に災害復旧工事計画、設計図面、入札図書等を作成しているが、損傷個所の全面復旧には至っていない。また、無償資金協力で実施された地方道及び護岸の一部も損傷したが、ブータン政府は予算的な制約からあくまで応急処置として一部の緊急復旧工事のみを行っている状況である。

このような状況から、ブータン政府は我が国政府に対し本格的な復旧のために「パロ谷農業総合開発計画フォロー

アップ協力」(以下、本F/U協力)を要請した。これを受けJICAは、まずは本F/U協力の実施に係る調査(以下、F/U調査)を実施し、要請案件の必要性及び妥当性を確認した。同調査の結果、ブータンの農業基盤整備及び農業生産性向上に係る上位計画との整合性が確認された。また、河川護岸施設の復旧により、雨期や洪水時の被害を軽減化させるとともに、護岸上部の地方道や背面にある農地及び住居を保護することが可能となり、ひいては、定住者の増加、交通網の確保等が見込まれるなど、本F/U協力の必要性及び妥当性も確認された。

本F/U協力を実施するにあたっては、本邦コンサルタントによる入札補助(設計図書を含む入札図書の作成)・完了検査、現地コンサルタントによる常駐施工監理を配置して、現地施工業者を選定すべく、JICAブータン事務所にて2013年3月入札を行ったが、入札不調となった。入札不調は応札業者が本件修復工事に必要な能力を有さなかったことが原因であり、来年の雨期までに完工すべく、本邦からも常駐監理(本コンサルタント団員)を追加で派遣し、施工監理体制を強化し、再入札を行うこととした。

【無償資金協力の概要】E/N署名 1990年4月、同年12月、1993年、1994年、1995年
合計供与限度額 32.18億円

【F/U協力の概要】護岸復旧工事合計1,150メートル、取水堰設置1箇所

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、無償資金協力事業におけるF/U協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、以下の事項を担当し、常駐監理を行う。本業務の実施に当たっては、JICAブータン事務所の契約する現地コンサルタントと十分協議の上、必要に応じ、同人に対し技術的な指導及び指示をしつつ協力して実施する。

(1) 派遣前国内準備期間(2013年8月中旬～8月下旬)

ア F/U調査、JICAブータン事務所と施工業者との間で締結された契約書(以下「契約書」という。)、「入札補助・完了検査」コンサルタント及び現地コンサルタントの報告をもとに、本件工事を把握する。

イ 「入札補助・完了検査」コンサルタントが作成した施工監理計画書案(和文・英文)を完成させ、JICA資金協力支援部に提出する。

ウ JICA本部にて開催される打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間(2013年8月中旬～2014年3月中旬)

ア 契約書で定められた品質を確保しながら適切に施工されるために、(1)にて作成した施工監理業務計画書に基づき、現地施工業者の工程管理、出来型管理、品質管理、工事写真管理、安全管理等の業務を監督し、必要に応じて指示を行う。

イ 施工監理計画書に基づき、現場による立会、出来型・品質・数量の確認及び材料検査等の業務を監督する。

ウ 施工業者から提出される週報を審査し、進捗を確認する。

エ ア～ウの結果について、施工監理報告書(和文・英文)として取りまとめ、毎月、JICA監督職員に速やかに報告する。

なお、施工監理報告書の様式は、初回提出前にJICA監督職員に案を提出し、承認を得る。英文は現地コンサルタントが案を作成し、同案を確認の上、提出する。

オ 施工業者契約書との不適合又はその恐れがあると認められる場合に、ただちにJICA監督職員に報告し、対応を検討する。

カ 工事の遅延又はその恐れがあると認められる場合に、ただちにJICA監督職員に報告し、工事の遅れを取り戻す方法を検討し、施工業者に指示する。

キ 設計変更が生じる場合には、事前に設計変更内容をJICA監督職員に報告する。変更に伴い必要となる図面、数量変更を取りまとめ、施工業者の契約金額の変更が伴う場合にはその変更金額の積算を行い、JICA監督職員に報告する。

ク 施工監理計画書における重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度、JICA監督職員に変更施工監理計画書を提出し、承認を得る。

ケ 工事の進捗につき、JICA監督職員の指示に基づき、「ブ」国側関係諸機関に報告する。

コ 完了検査に先立ち、本邦より派遣される「入札補助・完了検査」コンサルタントとともに、検査の具体的な内容、方法及び留意事項を協議し、JICA監督職員の承認を得る。「入札補助・完了検査」コンサルタントとともに、現地施工業者に検査に必要な書類の作成を指示する。

サ 完了検査にて、「入札補助・完了検査」コンサルタントとともに、同工事の出来形が施工業者契約書で定められた品質を満たしているのかを確認し、その結果をJICA監督職員及びJICAブータン事務所に報告する。品質を満たしていないことが確認された場合は、JICA監督職員に報告し、対応を協議する。右協議に基づき、施工業者に対応を指示する。

シ ブータン国関係諸機関に対し、完了検査の結果につき報告する。

(3) 帰国後整理期間(2014年3月下旬)

帰国後1週間以内に、現地派遣期間中に行った業務に関する報告書を取りまとめ、JICA資金協力支援部に対し報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。

(1) 施工監理計画書

- 和文 2 部 (JICA 資金協力支援部、JICA ブータン事務所)
英文 2 部 (JICA ブータン事務所、C/P 機関)
- (2) 施工監理報告書
- 和文 2 部 (JICA 資金協力支援部、JICA ブータン事務所)
英文 3 部 (JICA 資金協力支援部、JICA ブータン事務所、C/P 機関)
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

1 0 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点
航空券・旅費 (日当・宿泊費) は契約に含めず、JICA より別途支給します。
(見積書の旅費欄には 0 円と記載下さい。)
- (2) プロポーザル提案事項
業務方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料
本件に係る資料は、JICA 資金協力支援部実施監理第 3 課 (03-5226-9233) にて閲覧できます。
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他
特になし